

令和6年9月13日

受水事業所様へ

工業用水道メーター取替作業について

大阪広域水道企業団

現在使用している工業用水道メーターは、計量法により、検定有効期間が8年と定められています。このため当企業団では、有効期間満了前に定期取替を実施し、適正な事業の運営に努めています。本年度においても対象となる受水事業所の取替作業を実施しますので、受水事業所様のご協力をお願いします。

取替時期のお知らせ

取替対象となる受水事業所様へは、事前に水道事業所から書面にて、取替時期をお知らせします。また、メーター取替に際しては、受水停止となりますのでご協力をお願いします。

取替時の受水事業所様の作業

メーターの取替えには、1次弁・2次弁を全閉（受水停止）にする必要があります。2次弁につきましては、受水事業所様の資産であることから、弁操作の作業をお願いします。



工業用水道メーター設置概要図

取替作業時間

取替については、原則平日 9:00～17:00 の間で行うこととしており、作業に係る所要時間は、3～4時間程度となります。

受水事業所様のご都合により、上記日程で作業出来ない場合は、事前にご連絡下さい。